主 文 本件抗告を棄却する。 抗告費用は抗告人の負担とする。 理 由

抗告の趣旨ならびに理由は別紙記載のとおりである。

(要旨)併し競売法に依る不動産競売手続においてたとえ競落許可決定が確定した後であつても少くとも競落人におく/要旨〉いてまだ競落を完納しない限り、其の後基本たる抵当債権が更改により消滅したときは債務者は右消滅を理由とし解して競売、競別の申立をなしその取消を求めることができるものと解し、競売の明報の申立をなしるの取消を求めることができるものと解し、競売の事に対し、第七四〇号同年七月十一日大審院決定審院民事を確定したのとおり原審が事実を確定したが未だ競落代金の支払がなされていないないないないないないないないないがら所論なされて明白のである。原審が債務者の右債権消滅を理由とする本件異議のであるに過ぎないがら所論を認うに過ぎないがらが開けるのである。とおり決定を非難するに過ぎないから所論を支持して原決定を非難するに過ぎないから所論を支持ないのとおり決定をより決定する。のとおり決定する。第三八四条、第九五条、第八九条により主文のとおり決定する。

(裁判長判事 県宏 判事 越川純吉 判事 奥村義雄)